

## 8. 各助成制度の併用について

### (1) 道における助成制度について

道においては、ウイルス性の肝炎や肝硬変、肝がんの医療に対する助成制度として、本マニュアルの「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業」（以下「国肝がん」という。）のほか、国の制度の「ウイルス性肝炎進行防止対策医療給付事業（肝炎治療特別促進事業）」（以下「国肝炎」という。）、道独自の制度の「ウイルス性肝炎・橋本病重症患者対策医療給付事業」（以下「道肝炎」という。）があります。

国肝がんの参加者証、国肝炎及び道肝炎の受給者証については、同時に所持することができる取扱いとなっていますので、患者の受療状況により各制度を併用することが可能です。

なお、同じ医療に対し複数の制度を適用することはできないため、各制度の適用には優先順位があります。

### (2) 各制度の優先順位

制度の優先順位は次のとおりです。



複数の制度が適用となる医療の場合、まず国の制度である国肝がん又は国肝炎を適用し、国の制度の対象とならない医療については道肝炎を適用します。

（国肝炎の対象となる入院医療が国肝がんの対象にもなる場合、国肝がんの対象として差し支えありません。外来医療については、P27、28「その他参考資料（6）」を参照ください。（厚生労働省見解より）

### (3) 各制度の併用について

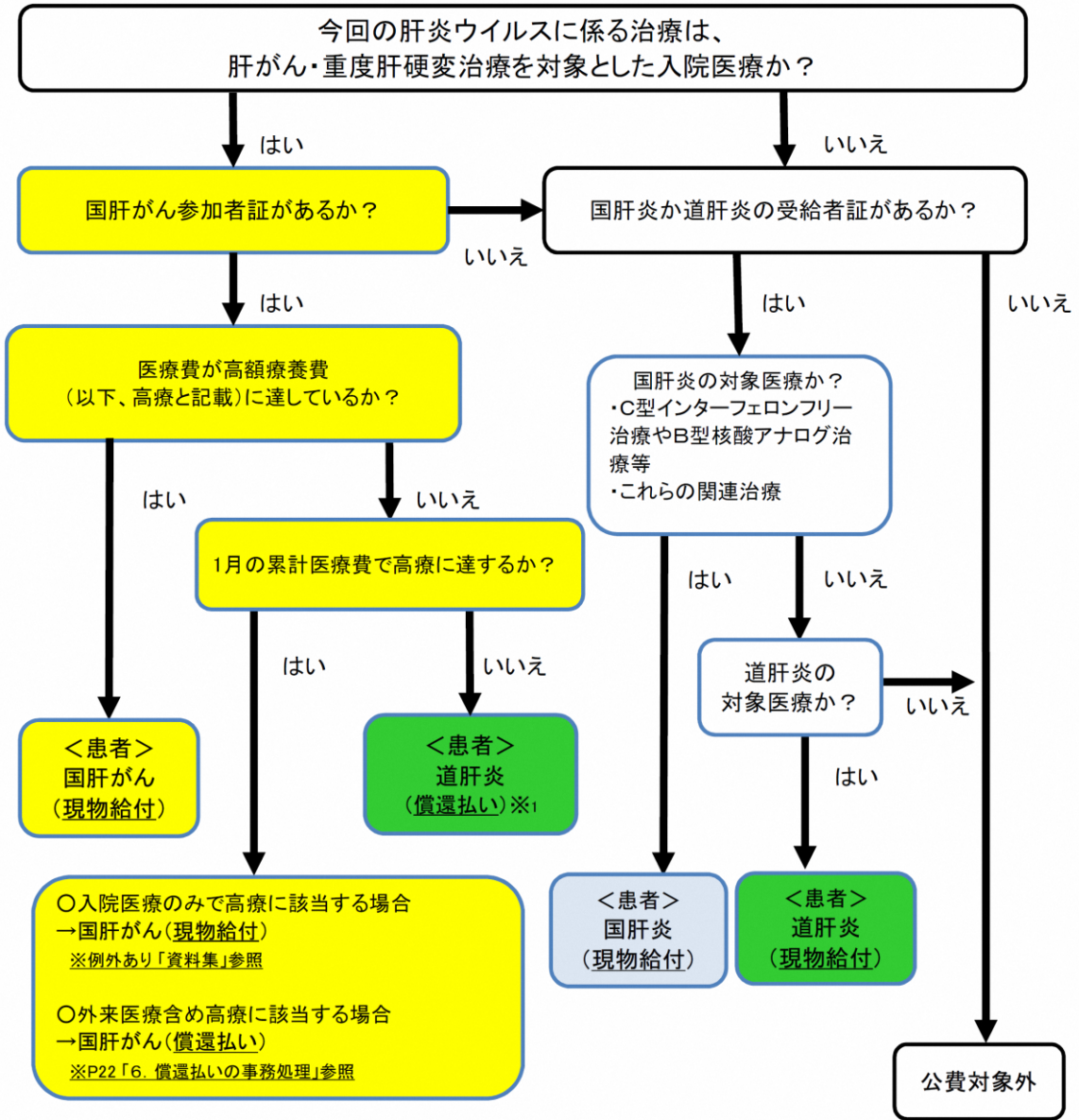
患者の受療状況により、同月に複数の制度を併用できる場合の一般的な適用フローは、次のとおりです。

※所得により国肝炎の自己負担月額が 20,000 円となる方は、所得制限により国肝がんは対象外となります。

※なお、非課税世帯の場合、自己負担月額は 0 円となります。

・適用フロー図（入院医療）

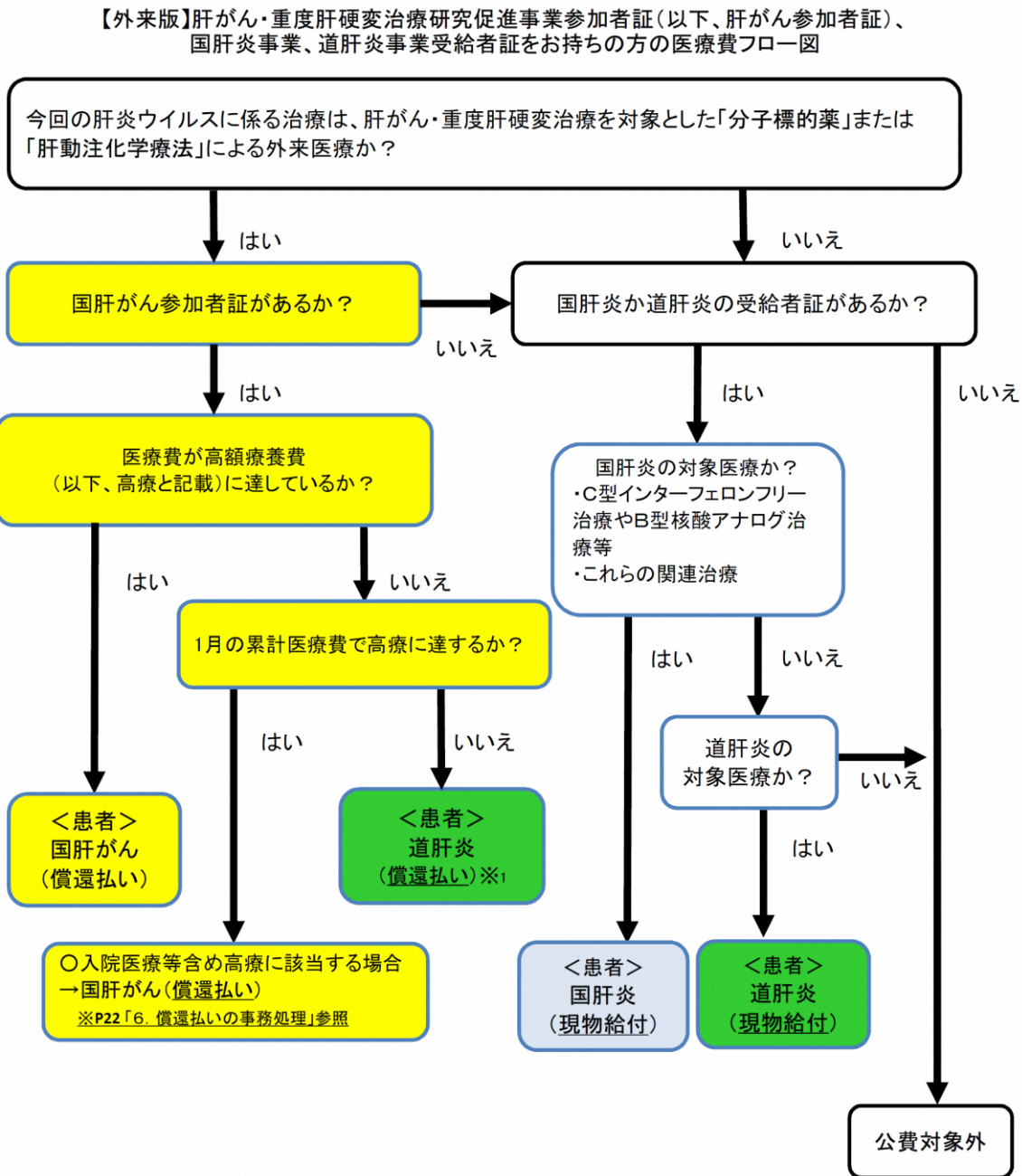
【入院版】肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業参加者証（以下、肝がん参加者証）、  
国肝炎事業、道肝炎事業受給者証をお持ちの方の医療費フロー図



※1 複数回の受診をもって高額療養費に該当する可能性があるため、窓口支払い時に国肝がんか道単独事業のどちらに該当するか判断できない場合がある。そのため、原則全て償還払い対応とする。

※複数回の受診により高療に該当する場合もあるため、国肝がん治療の対象となるものは医療記録票に記載すること。  
※国肝がんの治療に係る入院中の国肝炎該当医療は、全て国肝がん医療の対象に含める。

・適用フロー図（外来医療）



※1 複数回の受診をもって高額療養費に該当する可能性があるため、窓口支払い時に国肝がんか道単独事業のどちらに該当するか判断できない場合がある。そのため、原則全て償還払い対応とする。

※複数回の受診により高療に該当する場合もあるため、国肝がん医療の対象となるものは医療記録票に記載すること。

(4) 国肝がん参加者証と道肝炎受給者証について

国肝がんの対象者は、道肝炎の対象にもなる場合がありますが、国肝がんの適用は最短で入院して3月目からになることから、それまでは道肝炎を適用し入院医療の助成を行うこととなります。

課税世帯の方で、国肝がんを適用せず、入院3月目以降も道肝炎のみで助成を受ける場合、入院医療に係る自己負担月額（以下「自己負担額」という。）が57,600円、外来医療は月額18,000円となりますが、国肝がんを適用すると10,000円になります。

なお、ここで言う入院・外来は、肝がん・重度肝硬変に対する治療のみで高額療養費算定基準額に達していることを前提としています。

○課税世帯の場合（例）

1月目	2月目	3月目	4月目	5月目	6月目
入院	入院	入院	入院	外来 (高療該当)	外来 (高療未該当)
道肝炎： 自己負担月額 57,600 円		国肝がん： 自己負担月額 10,000 円		道肝炎： 自己負担月額 18,000 円	

このように、国肝がんが適用にならない月は道肝炎、国肝がんが適用となる月は国肝がんを利用するようにしてください。

また、国肝がんの自己負担月額は10,000円であるため、道肝炎にて助成を受けている方が非課税世帯であった場合、国肝がんを適用すると自己負担月額は10,000円となります。この場合においては、患者負担は0円とし、自己負担額10,000円は道が負担することとします。

○非課税世帯の場合（例）

1月目	2月目	3月目	4月目	5月目	6月目
入院	入院	入院	入院	外来 (高療該当)	外来 (高療未該当)
道肝炎：自己負担月額 0 円		国肝がん： 自己負担月額 10,000 円 ※外来による高療該当月は、後日償還払いで0円		道肝炎： 自己負担月額 10,000 円 ※後日償還払いで0円	

道肝炎の適用により自己負担月額が0円であっても、「国肝がん」が適用できる場合は、「国肝がん」を適用してください。（国肝がんの参加者証には自己負担月額を0円と表記します。）外来については、月末までどちらの事業が適用になるか判断しかねるため、両事業ともに全て償還払い申請が必要です。

この場合、10,000円の自己負担額を含め、肝がん・重度肝硬変の入院医療に係る医療費を全額北海道に請求してください。また、外来については窓口で一部負担金（3割等）を徴収し、償還払い申請について患者に案内してください。

・各制度の対象医療一覧表

	国肝がん	国肝炎	道肝炎
肝がん入院医療・外来医療・合算医療(直近12ヶ月に高額療養費の基準に達する入院医療が3ヶ月以上)	○	×	○
肝がん入院医療・外来医療・合算医療(直近12ヶ月に高額療養費の基準に達する入院医療が3ヶ月未満)	×	×	○
非代償性肝硬変入院(直近12ヶ月に高額療養費の基準に達する入院医療が3ヶ月以上)	○	○	○
非代償性肝硬変入院医療(直近12ヶ月に高額療養費の基準に達する入院医療が3ヶ月未満)	×	○	○
非代償性肝硬変外来医療	×	○	○
代償性肝硬変 (入院・外来医療)	×	○	○
B型肝炎(入院・外来医療) 核酸アナログ治療	※	○	○
C型肝炎(入院・外来医療) インターフェロンフリー治療	※	○	×
B・C型肝炎(入院・外来医療) インターフェロン治療	※	○	○

※国肝がんの対象医療となる入院中にB・C型肝炎の核酸アナログ治療、インターフェロンフリー治療、インターフェロン治療を受けた場合に限り、国肝がんにてこれらの治療を助成することができる。

国肝がんの対象医療となる外来中の適用については、P27、28「その他参考資料(6)」を参照。

適用についてご不明な点等ありましたら、当課にご連絡ください。

「疾病名・治療状況・高額療養費の適用状況・今後の治療予定」をお伝えいただけるとよりスムーズです。

MAIL : hofuku.tokushitsu@pref.hokkaido.lg.jp TEL : 011-204-5258